

住宅瑕疵担保責任任意保険
共同企業体に係る保険責任に関する特約条項

平成20年10月3日
国土交通大臣 認可



ハウスプラス住宅保証株式会社

住宅瑕疵担保責任任意保険
共同企業体に係る保険責任に関する特約条項

(発注者等の直接請求権)

第1条 住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通任意保険約款」といいます。）第1条第2項および第16条第1項の「被保険者の倒産等を含め被保険者が」とあるのは、「共同企業体に参加する保険証券記載のすべての事業者が倒産等の場合を含め」と読み替えて適用します。

(共同企業体)

第2条 この約款において、共同企業体とは、複数の建設業者が一つの建設工事を共同連帯して受注することまたは複数の宅地建物取引業者が一つの住宅を共同連帯して販売することを目的として形成する事業組織体をいいます。

(事務幹事会社の選定)

第3条 共同企業体に参加する保険証券記載のすべての事業者（以下「共同企業体参加事業者」といいます。）は、事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、共同企業体参加事業者の中から事務幹事会社を保険契約の前に選定し、当社に対して書面により通知するものとします。

(事務幹事会社の行う役割)

第4条 事務幹事会社は、共同企業体参加事業者のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約の申込書類の作成および申込または申込撤回の手続き
- (2) 保険料および検査料の納付
- (3) 当社が現場検査を行う日程等の調整
- (4) 普通任意保険約款の規定に基づく告知または通知に係る書類等の作成
- (5) 普通任意保険約款の規定に基づく事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の作成または保険金請求に関する書類等の作成
- (6) 普通任意保険約款に規定する保険契約の変更または解除に係る書面の作成
- (7) その他前各号の事務または業務に付随する事項

(事務幹事会社および当社の行為の効果)

第5条 この保険契約に関し事務幹事会社が行った前条各号に掲げる事項は、共

同企業体参加事業者がこれを行ったものとみなします。

2 この保険契約に関し当社が事務幹事会社に対して行った通知その他の行為は、共同企業体参加事業者に対して行われたものとみなします。

(1 共同企業体の保険金支払限度額)

第6条 当社は、1 共同企業体の保険金支払限度額について、普通任意保険約款第7条第1項にある1被保険者あたりの保険金支払限度額の規定は適用しないものとします。

(普通保険約款との関係)

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通任意保険約款の規定を適用します。